

(公印省略)

生 福 第 1 4 0 8 号

平成27年12月11日

指定介護機関（居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所） 各位

大分市福祉事務所

生活福祉課長 塩手 祥是

生活保護法の介護扶助の実施について（周知依頼）

平素より生活保護行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

標題の件につきまして、別紙のとおり周知させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

記

1. 介護保険の被保険者以外の者にかかる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援給付等の優先活用について
2. 介護扶助に係る介護サービスの自己負担での利用について
3. よくある問い合わせについて

【問い合わせ先】

大分市福祉事務所生活福祉課 医療担当班

TEL：097-537-5621

FAX：097-533-7818

## 1. 介護保険の被保険者以外の者にかかる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援給付等の優先活用について

### (1) 基本的な考え方について

介護保険の被保険者以外の者<sup>1</sup>に係る介護扶助<sup>2</sup>と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援給付及び地域生活支援事業（以下、「自立支援給付等」という。）との適用関係については、生活保護制度における補足性の原理<sup>3</sup>により、自立支援給付等が介護扶助に優先して行われます。

そのため、介護扶助による給付は、次の場合にのみ行います。

- ①自立支援給付等を受けられる最大限まで活用しても、被保護者が必要とするサービスの量のすべてを補うことができないとき、同内容の介護サービスで不足分を賄う場合
- ②自立支援給付等では提供されない介護サービス（訪問看護等）を利用する場合

### (2) 福祉事務所が委託する居宅介護支援計画等の作成について

介護保険の被保険者以外の者については、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に居宅介護支援計画又は介護予防支援計画（以下、居宅介護支援計画等という。）の作成を福祉事務所が委託しています。

そのため、居宅介護支援計画等において、自立支援給付等が介護扶助に優先して行われることを踏まえ、適切な居宅介護支援計画等の作成のために当該サービスの自立支援給付等の移行手続きを福祉事務所と連携して行う必要がありますので、計画的に進めていただきますようお願いします。

### (3) 事務処理手順

- ①介護保険の被保険者以外の者の居宅介護支援計画等の作成を委託された際、その者が身体障害者手帳等を取得している場合には、自立支援給付等の利用状況を確認すること。
- ②自立支援給付等の利用に係る申請が行われていない場合においては、自立支援給付等の

---

<sup>1</sup> 第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）とは別に、40歳以上65歳未満の医療保険未加入者の生活保護受給者で、特定疾病により要介護（要支援）状態にある者

<sup>2</sup> 介護サービスに必要な費用

<sup>3</sup> 生活保護法第4条「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

利用を検討すること。また、身体障害者手帳等を取得していない場合には、手帳の取得についても検討すること。

③自立支援給付等の優先活用を検討した上で、なお、自立支援給付等を活用せずに介護扶助によるサービスのみを提供する場合は、居宅介護支援計画等の見直し（介護認定の更新の際など）の都度、自立支援給付等の活用を検討すること。

※自立支援給付等のサービスと併せて、介護扶助によるサービスを提供する場合は、自立支援給付等のサービスも含めた居宅介護支援計画又は介護予防支援計画を作成してください。

（参考）

- ・介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について（平成 19 年 3 月 29 日付社援保発第 0329004 号）
- ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第 3 計画相談支援給付費の支給事務
- ・介護扶助運営要領 第 1－2－（1）および（6）
- ・大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年 12 月 15 日条例第 34 号第 16 条第 4 項）

『介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。』

## 2. 介護扶助に係る介護サービスの自己負担での利用について

生活保護法の被保護者に対する介護扶助でのサービス提供については、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額を超える介護サービスについては、原則認められません。

上記の件にご留意いただき、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額での給付管理を要する介護サービスについては、限度額内での介護サービス計画を作成し、サービス提供を行うようにしてください。

(参考)

・「生活保護法による介護扶助運営要領について」（平成12年3月31日付社援第825号厚生省社会・援護局長通知）第5-2-(1)-ア

「居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内であること。したがって、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから利用を止めるよう指導すべきであること。」

3. よくある問い合わせについて（生活保護受給者の場合）

以下に、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所からの質疑をまとめていますので、業務の参考にしてください。

	質問	回答
介護券	介護券の保管年数は何年か。	介護扶助における介護報酬の請求等に係る消滅時効については、民法上の規定により5年となりますので、介護券は請求後5年間の保管をお願いします。
介護保険の被保険者以外の者が65歳になる場合	月の途中で、介護保険の被保険者以外の者が65歳に到達した場合、介護認定の結果（要介護度等）は引き継ぐことができるのか。 また、居宅介護支援事業所等のサービス計画費の請求はどこにするのか。	引き継ぐことができます。介護認定の有効期間については、65歳に到達する日（誕生日の前日）から最大6ヶ月となります。 また、当該月におけるサービス計画費の請求については、大分市福祉事務所及び保険者への請求が可能です。
サービス計画費	月の途中で生活保護になった場合の居宅介護支援事業所等のサービス計画費の請求はどこにするのか。	①生活保護単独（介護保険の被保険者以外の者で生活保護受給者）の場合は、被保険者番号が異なりますので、大分市福祉事務所及び保険者へそれぞれの番号で請求してください。 ②生活保護併用（第1号及び第2号被保険者で生活保護受給者）の場合は通常どおり保険者へ請求してください。
サービス計画費	居宅介護支援事業所等のサービス計画費の負担割合を教えてください。	第1号被保険者・・・介護保険（10割） 第2号被保険者・・・介護保険（10割） 介護保険の被保険者以外の者・・・介護扶助（10割）
居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼届	介護保険の被保険者以外の者の居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼届の提出は必要か。	介護保険の被保険者以外の者に関しては、福祉事務所が居宅介護支援事業所等に居宅介護（介護予防）サービス計画等を委託しているため、提出は不要です。

介護給付費	介護給付費の負担割合について教えてほしい。	<p>第1号被保険者・・・介護保険（9割）、介護扶助（1割）</p> <p>第2号被保険者・・・介護保険（9割）、介護扶助（1割）</p> <p>介護保険の被保険者以外の者・・・介護扶助（10割）</p> <p>※生活保護受給者の所得に応じて、本人負担が発生する場合があります。</p> <p>※（介護予防）短期入所生活介護を利用する場合、滞在費及び食費は本人負担となります。</p>
負担限度額	介護保険の被保険者以外の者について、居住費及び食費の負担限度額の申請は必要か。	<p>介護保険の被保険者ではないため、居住費及び食費の負担限度額の申請は必要ありません。</p> <p>なお、第1号被保険者及び第2号被保険者については、申請が必要となりますので、必ず申請してください。</p>
負担割合証	介護保険の被保険者以外の者に対して、負担割合証は発行されないのか。	介護保険の被保険者ではないため、負担割合証は発行されません。
暫定ケアプラン	暫定ケアプランを作成し、介護サービスを利用することは可能か。	<p>やむを得ない理由により（以下の3点に限る）、福祉事務所と協議した上で、要介護認定等の結果を待たずに暫定ケアプランを利用することは可能です。</p> <p>①従前同居人からの介護を受けていたため、要介護認定等の申請を行わずにいたが、介護を行う同居人に病気等の介護が行えない事由が生じ、急遽事業者による介護サービスが必要となった場合</p> <p>②要介護認定等の決定が通常想定される事務処理期間（1ヶ月間）を著しく超えていて、かつその認定の結果を待っている著しく要介護（支援）者の身体の状態が悪化すると思われる場合</p> <p>③その他すみやかに介護扶助を行う必要があると保護の実施機関が認めた場合</p>

